

令和5年度「生涯学習を通じた
共生社会の実現に関する調査研究」
(概要)

令和6年3月
株式会社 リベルタス・コンサルティング

調査概要

調査目的

- 障害者権利条約の批准や改正障害者基本法の趣旨及び平成28年4月からの障害者差別解消法の施行等も踏まえ、学校卒業後の障害者が社会で自立して生きるために必要となる力を維持・開発し、共生社会の実現に向けた取組を推進することが求められている。学校教育においても、平成29・31年改訂の特別支援学校指導要領に生涯学習への意欲を高める指導等について盛り込まれ、学校教育段階から卒業後を見据えた教育活動を推進することが求められている。
- こうした背景を踏まえ本調査では、障害者の学校から社会への移行期や人生の各ライフステージにおける効果的な学習に係る支援の推進に向けて、①全国の特別支援学校における、学習指導要領を踏まえた教育課程での取組及び学校卒業後の障害者に対する生涯学習事業・プログラムの実施状況に関する実態把握・分析、②都道府県・市区町村の社会教育施設(公民館・公民館類似施設・生涯学習センター)における、障害者の学習活動の支援経験及び障害者に対する生涯学習事業・プログラムの実施状況、合理的配慮の提供に関する実態把握・分析など、専門的な調査研究を実施することを目的とする。

調査方法

①特別支援学校調査

- 特別支援学校学習指導要領において教育課程に定められた、「生涯学習への意欲を高めるとともに、社会教育その他、様々な学習機会に関する情報の提供に努めること」「地域のスポーツ団体、文化芸術団体及び障害者福祉団体等と連携し、多様なスポーツや文化芸術活動を体験することができるよう配慮すること」について、特別支援学校の取組状況を調査する。
- 特別支援学校の「学校卒業後の障害者が生涯学習活動として取り組める事業・プログラムの実施状況」を調査し、平成29年度の調査との比較を行う。

アンケート調査

調査対象	国公立のすべての特別支援学校
実施期間	令和5年10月23日～11月27日(Webアンケート)
回収数	801校/1,178校

※対象校数(1,178校)は令和5年度学校基本調査結果より算出した参考

ヒアリング調査

アンケート調査に回答した学校のうち、障害者の生涯学習推進に積極的に取り組む特別支援学校3校に対しヒアリング調査を実施した。

②社会教育施設調査

- 社会教育施設における「障害者の学習活動の支援経験」や「障害者向けの講座等の実施状況」、「一般市民向けの講座等への障害者の参加状況」等を調査する。
- 平成28年の障害者差別解消法の施行によって行政機関等における合理的配慮の提供が義務化されてから5年以上が経過したことを踏まえ、社会教育施設における「合理的配慮の提供に関する状況」についても調査する。

アンケート調査

調査対象	都道府県、指定都市、市区町村立の公民館、公民館類似施設、生涯学習センター
実施期間	令和5年10月23日～11月27日(Webアンケート)
回収数	3,503施設/13,798施設

※対象施設数(13,798施設)は令和3年度社会教育施設調査結果より算出した参考値

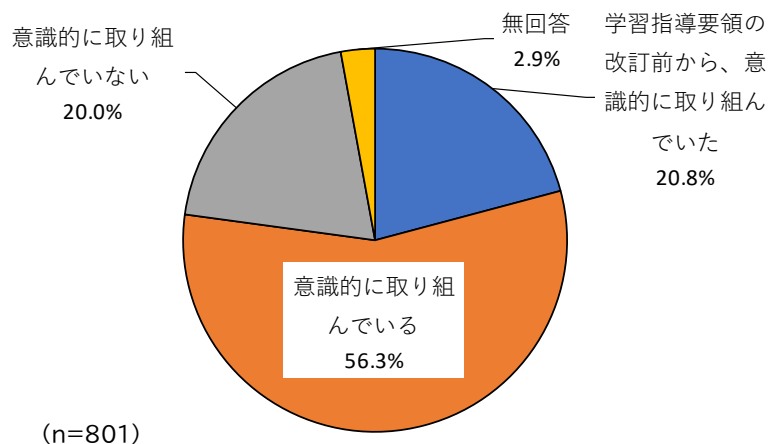
ヒアリング調査

アンケート調査に回答した施設のうち、障害者を主な対象にした講座等を実施している施設3事例及び一般市民を対象にした講座等に障害者が参加した施設3事例

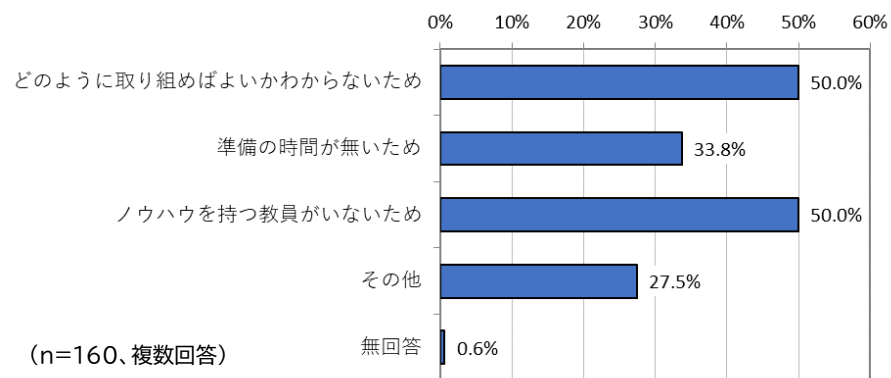
1. 学習指導要領を踏まえた教育課程での取組状況

- 特別支援学校の約8割が、学習指導要領に位置付けられた「児童生徒の生涯学習への意欲の向上」に取り組んでいる。コミュニティスクールを導入している学校では取組が行われている割合が高い。
- 意欲向上に取り組んでいない2割の学校のうち半数が「どのように取り組めばよいかわからない」「ノウハウを持つ教員がない」を理由として挙げている。
- 生涯学習への意欲の向上に関する取組で、文部科学省が作成したリーフレットを活用したことがあるのは1割に満たない。

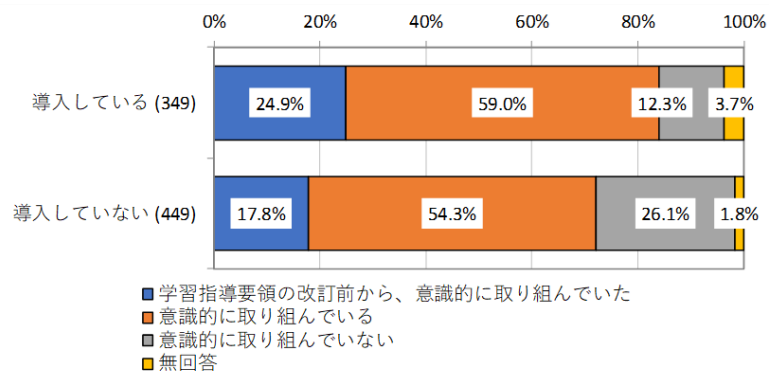
「児童・生徒の生涯学習への意欲の向上」に関する取組状況



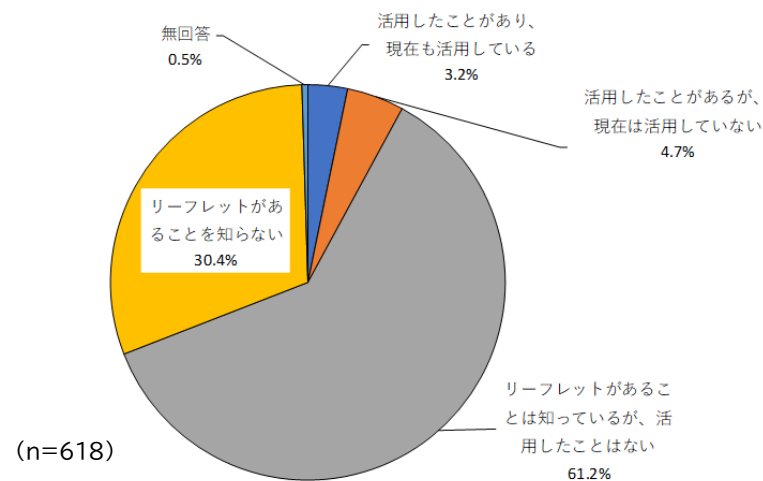
「児童・生徒の生涯学習への意欲の向上」に意識的に取り組んでいない理由



【コミュニティスクール導入有無別】



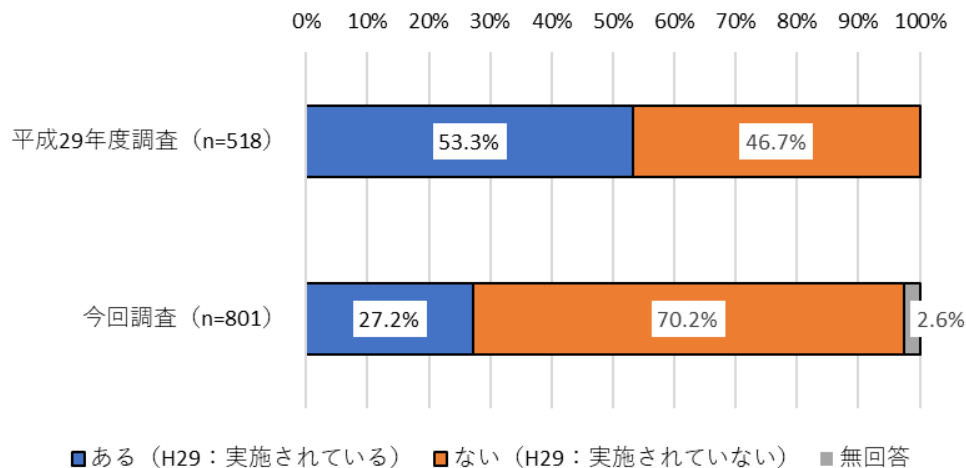
「児童・生徒の生涯学習への意欲の向上」に関する取組で、文部科学省が作成したリーフレットを活用しているか



2. 学校卒業後の障害者が生涯学習活動として取り組める事業・プログラムの実施状況

- 特別支援学校の約3割が、学校卒業後の障害者が生涯学習活動として取り組める事業・プログラム(同窓会・親の会等主催含む)を実施している。平成29年度の調査と比較すると実施率は下がっている。ヒアリング調査やアンケートの自由記述から、「コロナ禍による中断」や「教員の多忙さ(および働き方改革による業務精選)」が実施率低下の要因である可能性が示唆された。
- 実施していない学校の4割以上が「事業・プログラムに取り組む人員の余裕が無い」「事業・プログラムに取り組む時間的な余裕が無い」を実施していない理由として挙げており、人的リソースの不足が、学校が主体となって教育課程外の事業を行ううえでの大きなハードルになっている。

学校卒業後の障害者が生涯学習活動として取り組める事業・プログラムの有無



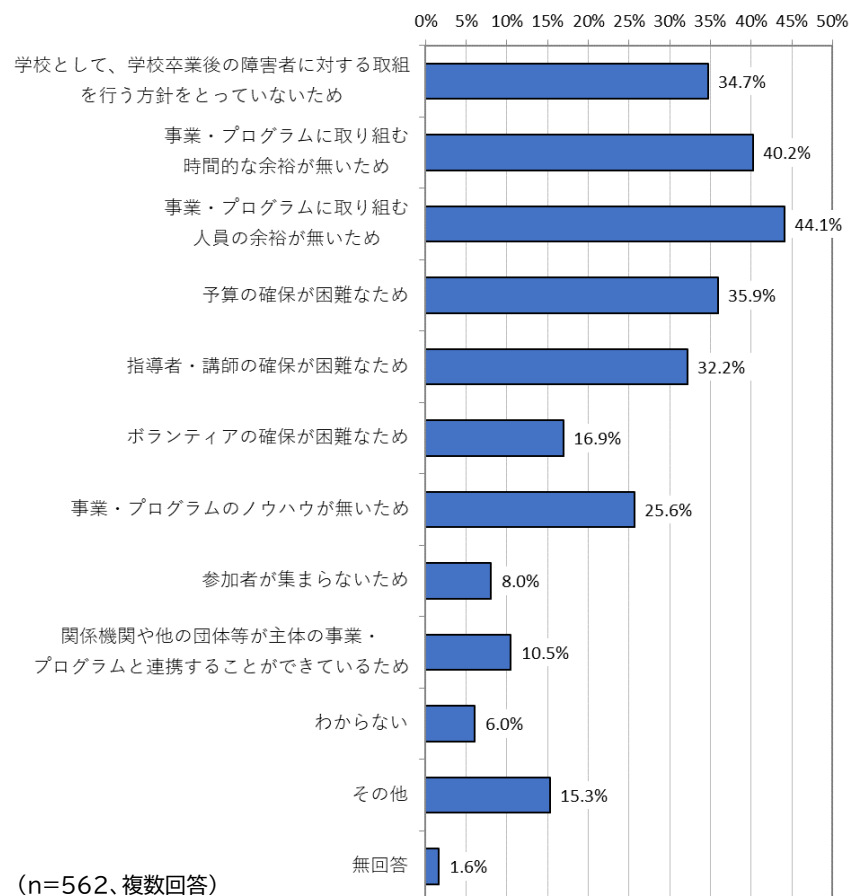
【ヒアリング調査結果より】
(コロナ禍による中断について)

- 親の会主催の動作学習・感覚運動学習・水泳学習等の研修会に卒業生と保護者が継続して参加している。新型コロナウイルスの流行により、感染拡大防止のため3年間活動が中断したのち、令和5年度にようやく一度再開した。

(教員の多忙さについて)

- 事業を実施するにあたって生じる教員への業務負担が課題となった。
- 現在は教職員が休日の運営補助を行っているが、教員の働き方改革も進む中、どのように活動への理解と支援してもらえる協力者を得ながら運営していくか検討する必要がある。

学校卒業後の障害者が生涯学習活動として取り組める事業・プログラムが実施されていない理由



3.ヒアリング調査結果概要

- 学習指導要領を踏まえた教育課程での取組については、地域のNPO法人のワークショップを授業に取り入れたり、地域人材をゲストティーチャーに迎え交流活動を行うなど、地域との連携を通じて児童生徒の生涯学習意欲の向上を図る事例が見られた。
- 学校卒業後の障害者が生涯学習活動として取り組める事業・プログラムについては、地域の団体の主催事業に卒業生が参加できるようにしている事例が見られた。学校や親の会が主催する事業では、運営に関わる教員の業務の負担が課題となっていた。

学校名	事例の内容・ポイント
宮城県立山元支援学校	<p>【児童生徒の生涯学習への意欲の向上を図る取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 障害者の生涯学習支援に取り組むNPO法人のアートワークショップを、小学部・中学部の特別活動の一環として開催。NPO法人が運営する就労継続支援事業所の利用者やスタッフと一緒にアート作品の制作に取り組む。 • NPO法人が主催するアート展に高等部の生徒が校外学習で参加。自分たちが携わった作品が展示されているのを鑑賞することが、地域の活動の担い手の一人であるという自覚につながり、卒業後の活動の意欲の向上につながった。 <p>【学校卒業後の障害者が生涯学習活動として取り組める事業・プログラム】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 県の学校開放講座事業を活用し、「県民大学」として障害の有無に関わらず県民が参加できる講座を実施。本校を会場に実習助手が講師を務め、本校の人材・設備資源を活用した。障害の有無を問わず多様な県民が参加し、交流しながら活動した。 • 事業を実施するにあたって生じる教員への業務負担が課題となった。今後こうした事業に継続的に取り組むためには、教職員に負担をかけすぎないようにしつつも、熱意を持った教職員を巻き込んでいくが必要になる。
神奈川県立あおば支援学校	<p>【児童生徒の生涯学習への意欲の向上を図る取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 総合的な学習の時間や音楽の時間等に、地域の人材をゲストティーチャーとして招き、様々な内容の交流活動を行っている。子どもたちにとって地域の多様な人々との関わり方を知ることにつながるほか、地域の障害者理解にもつながっている。 • 個々の取組は、地域学校協働本部の地域コーディネーターによる情報提供をきっかけに実施するものに加え、取り組みたい内容に沿った人材を紹介してもらう場合もあるなど、地域コーディネーターが児童生徒と地域の橋渡し役になっている。 <p>【学校卒業後の障害者が生涯学習活動として取り組める事業・プログラム】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 卒業生の地域の居場所をつくるため、学校施設開放事業を利用して活動しているアート団体と連携し、団体が主催するアート教室に卒業生が参加できるようにしている。卒業後の居場所をすぐに見つけられなかったり、人間関係をすぐに構築することが難しかったりする卒業生が精神的に安心できる場所としての役割を果たしている。 • 運営はアート団体が行うため教員は関わらず、卒業生への案内も地域コーディネーターが担っている。
香川県立高松支援学校	<p>【児童生徒の生涯学習への意欲の向上を図る取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 障害者スポーツ団体や芸術振興団体と連携し、授業のなかで生涯学習につながる活動を行うほか、スポーツクラブとして課外活動も推進。在学中からスポーツや文化芸術活動に親しみ、同時に学校外での活動の場の存在も知ってもらうことで、卒業後も地域で活動に取り組んでもらえるような土壌づくりに取り組む。 <p>【学校卒業後の障害者が生涯学習活動として取り組める事業・プログラム】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 親の会主催の動作学習・感覚運動学習・水泳学習等の研修会に卒業生と保護者が継続して参加している。主催は「親の会」であり、本校の教職員がボランティア的に運営に協力し、開催案内の配布や、当日の指導・支援などに携わっている。新型コロナウイルスの流行により、感染拡大防止のため3年間活動が中断したのち、令和5年度にようやく一度再開した。 • コロナ禍を経て、どのように活動を再開・継続していくかが課題。本事業は身体接触を伴うため、安心して参加できる運営方法を検討している。また、マンパワーの確保も課題。現在は教職員が休日の運営補助を行っているが、教員の働き方改革も進む中、どのように活動への理解と、支援をしてもらえる協力者を得ながら運営していくか検討する必要がある。

4. 今後に向けて

1. 学習指導要領を踏まえた教育課程での取組状況

学習指導要領を踏まえた教育課程における取組については、約8割の学校が「生涯学習への意欲の向上」に取り組むなど、着実に進展していることがわかる。現在は取り組んでいない学校についても、今後さらに取組が拡大していくことが期待される。

①地域の団体等が持つ生涯学習に関するノウハウの活用

- ✓ 児童生徒の生涯学習意欲の向上に取り組んでいない学校の半数が「どのように取り組めばよいかわからない」「ノウハウを持つ教員がいない」を理由に挙げている。
- ✓ 一方で、コミュニティスクール導入校は「児童生徒の生涯学習への意欲の向上」に取り組んでいる割合が高い。また、ヒアリング調査では、地域のNPO法人の生涯学習事業を授業に取り入れるなどの事例が見られた。開かれた学校づくりの推進など地域連携を進める中で、地域団体等が持つ生涯学習の知見・ノウハウを取り入れることができている。

- 児童生徒の生涯学習への意欲の向上に取り組む際は、学校単独で取り組むのではなく、生涯学習に取り組む地域の団体等と連携することが効果的と考えられる。
- コミュニティスクールの導入により、学校の教育活動における地域との協働が進めることができる。そのため特別支援学校においては、地域に開かれた学校づくりのなかで、地域の多様な主体と協力しながら生涯学習に関する取組を進めていくことが期待される。

②国や自治体による理解・啓発

- ✓ 「どのように取り組めばよいかわからない」「ノウハウを持つ教員がいない」という課題がある一方で、児童生徒の意欲向上に取り組むうえで文部科学省が作成したリーフレットを活用したことがあるのは1割に満たない。

- 国においては、調査研究や実践研究を通じて、学校のニーズに応じたツールや教材等を開発・提供することが求められる。地方公共団体においても、域内の取組事例の共有や生涯学習に関する研修機会の充実を通じて、各校の取組をサポートすることが望ましい。

2. 学校卒業後の障害者が生涯学習活動として取り組める事業・プログラムの実施状況

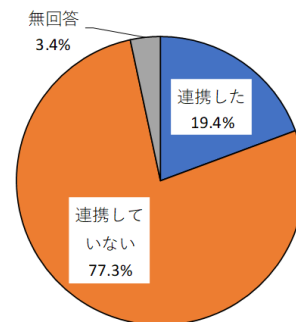
学校卒業後の障害者が生涯学習活動として取り組める事業・プログラムについては、約3割の学校が実施しており、平成29年度と比較すると実施率は低下していた。コロナ禍や教員の多忙さを背景に学校が単独で取り組むことへのハードルの高さが明らかになった。

①地域の生涯学習活動の場への接続促進(連携強化)

- ✓ 事業・プログラムを実施していない学校の4割以上が「事業・プログラムに取り組む人員の余裕が無い」「事業・プログラムに取り組む時間的な余裕が無い」を実施していない理由として挙げている。
- ✓ ヒアリング調査では、学校施設を利用して活動する地域の団体主催の事業に卒業生が参加できるようにし、教員の負担をかけず卒業後の学習機会を設けている事例があった。

- 地域で生涯学習に取り組む団体に対し学校施設を活動場所として提供し、卒業生が参加しやすくしたり、卒業生に地域の団体が主催する事業への参加を呼び掛けるなど、学校が、児童生徒及び卒業生と地域の学習機会との橋渡し役となることが一つの方向性として考えられる。
- 教育課程での取組同様、コミュニティスクール等地域に開かれた学校づくりを通じて地域との連携を強化することが、特別支援学校が児童生徒・卒業生と地域を橋渡しする上で有効といえる。

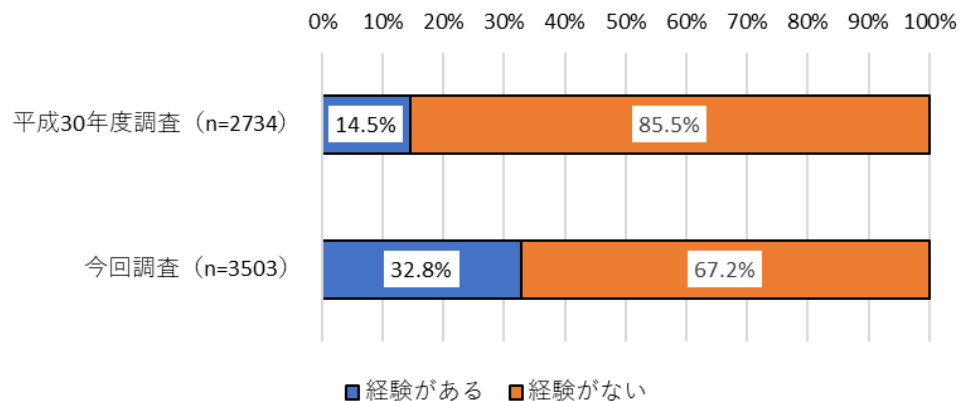
地域の関係機関や団体等が主体の事業・プログラムとの連携有無について、「**連携した**」と回答したのは**19.4%**であり、地域主体の事業との連携の余地がある。



1. 障害者の学習活動の支援経験/障害者が参加する講座等の実施状況/合理的配慮の提供に関する状況

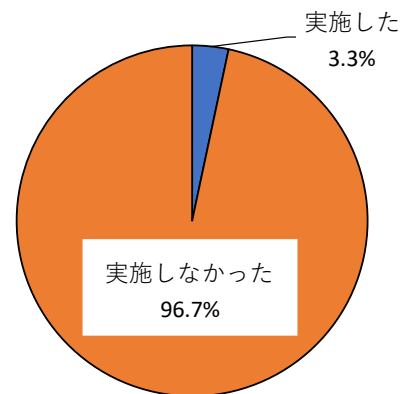
- 「障害者の学習活動の支援経験」がある施設は、全体の約3割である。平成30年度の調査と比較すると、経験がある施設の割合は上昇している。
- 「障害者を主な対象にした講座等」を実施した施設は全体の約3%、「一般市民を対象にした講座等」に障害者が参加した施設は全体の9%に留まる。
- 「合理的配慮の提供に関する意思の表明を受けた」経験がある施設は、全体の約1割に留まる。

「障害者の生涯学習活動の支援」に関わる経験の有無

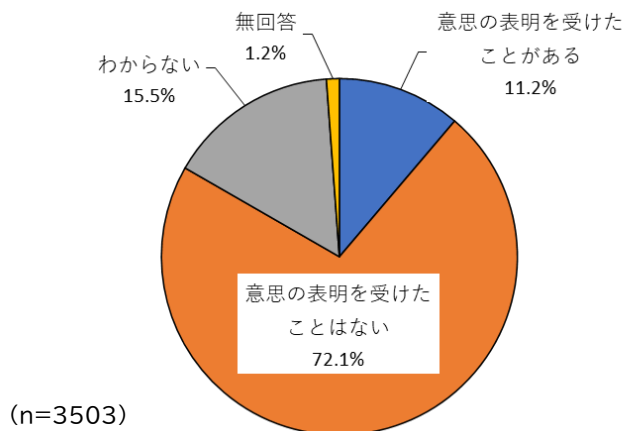


障害者が参加する講座等の実施状況(令和4年度)

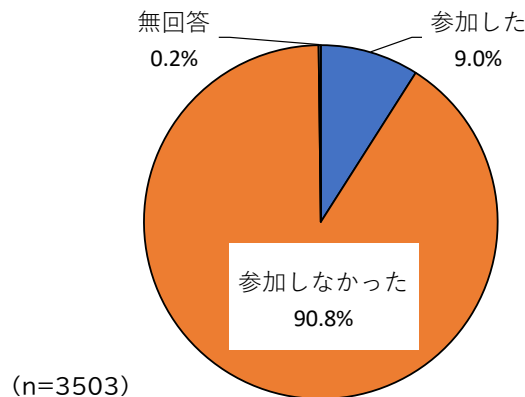
【「障害者を主な対象にした講座等」の実施有無】



障害者から合理的配慮の提供に関する意思の表明を受けた経験の有無



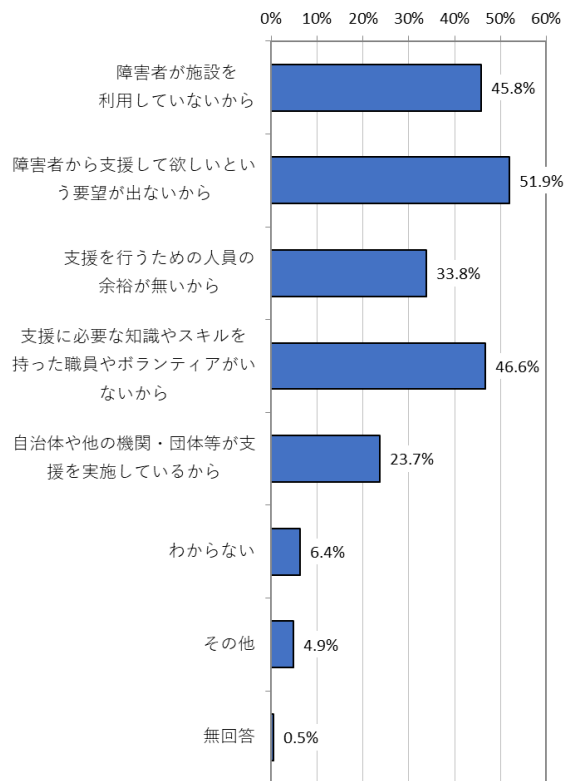
【「一般市民を対象にした講座等」への障害者の参加有無】



2. 支援経験がない理由/障害者の生涯学習ニーズの把握状況/障害者に対する広報・周知の状況

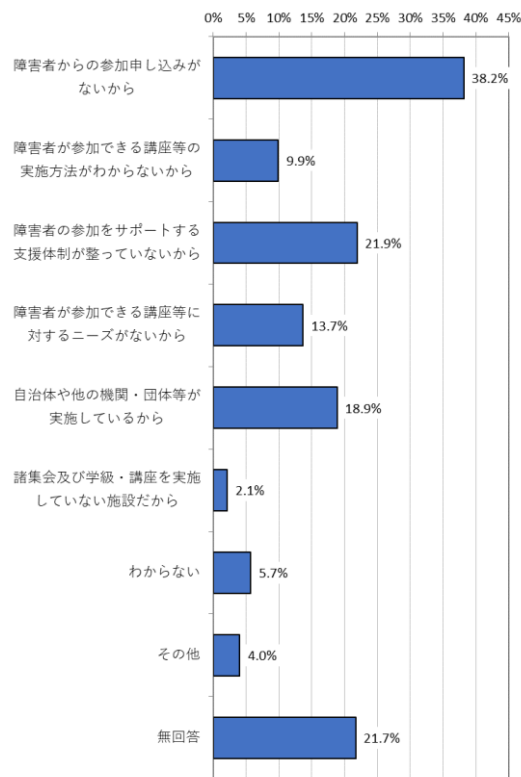
- 障害者の学習支援経験の無い施設の約半数が、「障害者が施設を利用していない」「障害者から支援してほしいという要望が出ない」(⇒障害者のニーズがないこと)及び「支援に必要な知識やスキルを持った職員やボランティアがない」(⇒支援のノウハウがないこと)を理由として挙げている。また、障害者が参加する講座等に関する経験がない施設の約4割が、「障害者からの参加申し込みがない」を理由として挙げている。
- 障害者の生涯学習ニーズの把握を行っている施設は全体の1割強と少ない。
- 「一般市民を対象にした講座等」に障害者が参加した施設であっても、約7割が、「特に障害者の参加を促進するための広報・周知は行っていない」と回答している。施設側からの障害者に対する情報発信は少ない。

障害者の生涯学習活動の支援に関わる経験がない理由



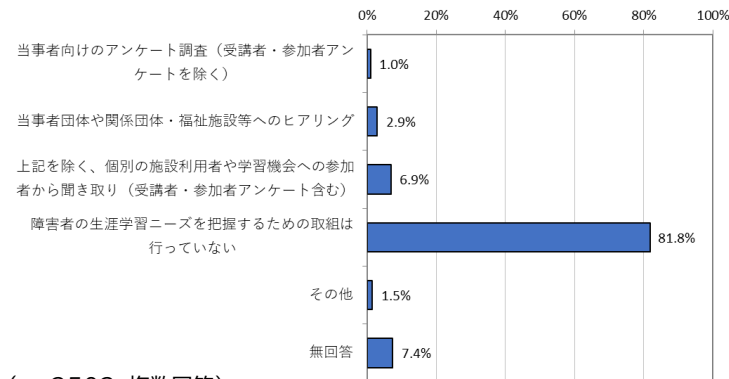
(n=2534、複数回答)

障害者が参加する講座等に関する経験がない理由



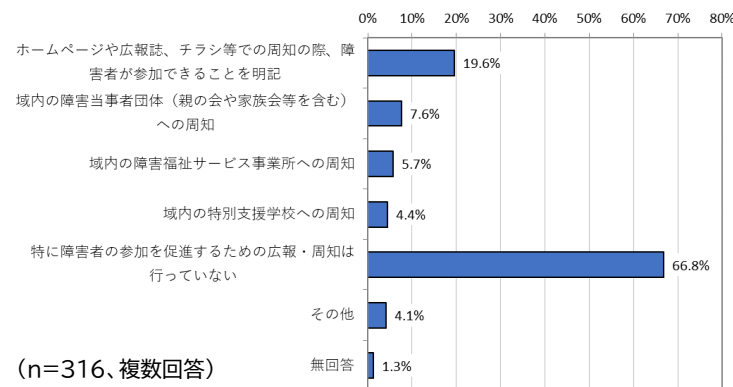
(n=424、複数回答)

障害者の生涯学習ニーズを把握するために実施した取組



(n=3503、複数回答)

障害者が参加した一般市民を対象にした講座等において、障害者の参加を促進するために行った広報・周知の方法



(n=316、複数回答)

3.ヒアリング調査結果概要

- ・ 障害者を主な対象にした講座等を実施している施設からは、「障害者のニーズを捉えて支援するには施設の方からアプローチする必要がある」「障害者向けの事業は、まずは取り組んでみる事が重要」「事業に取り組みながら支援ノウハウを学んでいくことができる」等の意見が得られた。
- ・ 一般市民を対象にした講座等に障害者が参加した施設では、職員や講師に支援経験が無くても、自治体の相談機関や社会福祉協議会が連携することで、障害者の学習活動を適切に支援することができていた。また、実践を通じて障害者支援のノウハウを蓄積し、よりよい支援につなげている事例も見られた。

■ 障害者を主な対象にした講座等を実施している事例

施設名	事例の内容・ポイント
蔵王町公民館(宮城県蔵王町)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般市民向けの講座に障害者がほとんど参加しないという課題に対し、「バリアフリーアウトリーチ」として障害者対象のクラシックコンサートを開催。事前に近隣の障害福祉サービス事業所に対し、必要な配慮をヒアリングした。 ・ 障害者向けの事業に対しニーズがあるか不明だったが、実施したところ多くの参加者が集まり、障害者が参加できる事業に対し潜在的なニーズがあることが明らかになった。 ・ 合理的配慮の提供に関して、障害者本人から意思の表明はしづらく、障害者のニーズを捉えて支援をするためには、施設の方から当事者にアプローチをしていく必要がある。
貝塚市立中央公民館(大阪府貝塚市)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 料理や陶芸、ダンス等、参加者自身が取り組んでみたい活動にチャレンジする障害者向けの連続講座を開催。 ・ 近隣の障害者福祉施設と協力し合う関係性が築けていることが、障害者向けの講座をうまく運営できているポイント。受講者が少ないときは、障害者福祉施設にチラシを配布して参加者を募集している。また、福祉施設の方から施設利用者が公民館講座に参加できないか相談されることもある。
A公民館 (※ヒアリング対象からの要望により、匿名で掲載)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の障害者の居場所・サードプレイスをつくることを目的に、本人達が楽しめる活動に取り組む連続講座を開催。知的障害者が安心して活動できるための配慮を実施し、長年継続している。 ・ 障害者向けの事業は、「思ったよりも難しくはない」「やってみるとできる」ものでもあるため、障害者だからと言って壁を作らずに、簡単なことでもまずは取り組んでみる事が重要である。実際に講座を運営する中で参加者や講師からヒントをもらうことができる。また、職員に支援経験が無くても、参加者と接するうちに個人の特性や接し方について、理解を深めていくことができる。

■ 一般市民を対象にした講座等に障害者が参加した事例

施設名	事例の内容・ポイント
西条公民館(愛媛県西条市)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近隣地域を歩くウォーキングプログラムに、幻聴の症状のある方が参加した事例。 ・ 公民館として精神障害のある方との活動経験が無かったため、館長が市の保健センターの保健師に支援方法を相談。専門的な知識を踏まえた対応方法を職員間で共有したことで安心して参加していただくことができ、本人の活動の広がりにつながった。 ・ 当施設では、保健センターに限らず、随時市の関係機関に相談できる体制ができており、こうした連携体制が適切な支援につながった。
三原市中央公民館(広島県三原市)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様々なジャンルの歌を歌う連続講座「歌声サロン」に全盲の方が参加した事例。職員による補助と使用する楽譜の点訳のついて配慮の申し出があった。 ・ 連続講座における障害者の支援経験が無かったため、施設で対応方法を検討。三原市社会福祉協議会のボランティアセンターに登録している点訳ボランティア団体に協力を依頼し、楽譜の点訳を行った。 ・ 社会福祉協議会のボランティアセンターの登録団体と連携できたことがポイントとなった。三原市は地域の活動を社会福祉協議会・ボランティアセンターが支援する例が多くみられる。こうした環境があったことで、点訳の申し出にもスムーズに対応できた。
仙台市落合市民センター(宮城県仙台市)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運動不足解消と交流を目的とした健康維持・スポーツ講座に視覚障害(弱視)の方が参加した事例。 ・ 施設にも講師にも視覚障害者の支援経験が無かったものの、市の視覚障害者支援センターにも相談しながら支援方法を検討。活動をサポートする職員等を配置して活動した。職員は実際に活動を進める中で、適切な支援を模索していった。 ・ 支援経験が無い中でも可能な支援を模索し実践したことで施設のノウハウ蓄積につながり、その後よりレベルの高い支援の提供につながった。

4. 今後に向けて

障害者の学習活動の支援経験がある施設の割合は平成30年度の調査結果から上昇しているものの、「障害者向けの講座等」の実施率や「一般市民を対象にした講座等」への障害者の参加率をみると、社会教育施設における障害者の生涯学習機会は十分とはいえない状況が明らかになった。今後、障害者が参加できる講座の拡充や、障害者が社会教育施設を利用する際の阻害要因の排除に取り組んでいくことが求められる。合理的配慮の提供に関しても、意思の表明を受けた経験がある施設はごく少数だった。社会教育施設が障害の有無に関わらず利用できる開かれた学びの場となるような環境作りを進めていく必要がある。

①障害者への積極的な働きかけによる潜在的な学習ニーズの顕在化

- ✓ 支援経験の無い施設は「障害者が施設を利用していない」「支援してほしいという要望が出ない」(⇒障害者のニーズがない)を理由として挙げているが、実際にニーズの把握を行っている施設は少ない。
- ✓ 障害者が参加する講座等に関する経験がない施設は「障害者からの参加申し込みがない」を理由として挙げているが、障害者の参加を促進するために広報・周知を行っている施設は少ない。
- ✓ ヒアリング調査では、それまで障害者の講座への参加が無かったが、障害者向け講座を実施したところ多数の参加者があり、潜在的なニーズの把握につながった事例があった。

- 社会教育施設における障害者の生涯学習を推進するためには、障害者が施設を利用するのを待つ「受け身」の姿勢ではなく、施設から障害者に働きかけ潜在的な学習ニーズを顕在化させる、積極的な姿勢が重要と考えられる。
- 各施設においては、小規模でも障害者向けの事業を立ち上げることが潜在的なニーズの顕在化には有効と考えられる。事業の立ち上げの際は、域内の障害福祉サービス事業所や当事者団体、特別支援学校等と連携してより詳細なニーズを把握しながら取り組むことが望ましい。
- 一般市民向けの講座を行う際も、広報において合理的配慮の提供について対応案を検討する用意があることを明記したり、障害福祉サービス事業所等に直接情報を提供したりするなど、障害者の利用を積極的に呼びかける姿勢が期待される。

【参考：令和4年度 障害者本人に対する調査(※)】

生涯学習の機会・取組を増やしていきたいと回答した者のうち、**24.6%**が「公民館や生涯学習センターでの学習(オンライン参加含む)」を増やしたいと回答している。

②関係機関等との連携や支援の実践を通じたノウハウの蓄積

- ✓ 支援経験の無い施設は「知識やスキルを持った職員やボランティアがいない」(⇒支援のノウハウがない)を理由として挙げている。
- ✓ ヒアリング調査では、ノウハウを持つ相談機関等と連携することで、施設にノウハウがなくても適切に支援を行った事例があった。また、実際の講座運営を通じて支援について理解を深めることができるとの意見もあった。

- 施設に支援ノウハウがない場合でも障害者の支援は可能である。各施設においては、小規模でも障害者向けの講座を企画するなど、当事者と交流する場を設け、実践を通じてノウハウを獲得していくことが期待される。
- 自治体においては、施設と自治体の相談機関や社会福祉協議会等との連携体制の強化を図り、施設の実践をサポートすることが期待される。

③合理的配慮の提供に関する意思の表明がしやすい環境作り

- ✓ 「合理的配慮の提供に関する意思の表明を受けた」経験がある施設は、全体の約1割に留まる。
- ✓ ヒアリング調査では、合理的配慮の提供に関して障害者本人から意思の表明はしづらいという意見があった。

- 合理的配慮の提供は障害者の申し出に基づく個別的・事後的な対応であることから、各施設において障害者が配慮の申し出をしやすいような環境づくりを進めることが望ましい。
- 地方公共団体においては、合理的配慮の提供に関する研修の充実や各施設が参照できる対応マニュアル、事例集の作成等を通じて各施設を支援していくことが期待される。